

門真市中小企業者事業継続支援金

申請要領

【申請受付期間】

令和3年11月1日（月）

～ 令和3年12月28日（火） **申請締切**

郵送：当日消印有効／持参：午後5時まで

【申請方法】

＜郵送＞又は＜持参＞（詳細はP.7を参照）

- ・ 郵送先（※レターパックライトのみ）

〒571-0045 門真市殿島町6番4号

守口門真商工会議所

門真市中小企業者事業継続支援金事務局 宛

- ・ 提出先 守口門真商工会館 3階

門真市中小企業者事業継続支援金申請受付会場

【注意】

本支援金の申請にあたっては、本申請要領とあわせて事務局ホームページに掲載している「交付要綱」をご覧ください。

事務局ホームページURL

<https://www.mk-cci.jp/kadoma-shienkin2021>

令和3年10月

実施主体：門真市

事務局：守口門真商工会議所

1. 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業活動に支障が生じている市内に事業所を有する**中小企業者**（法人、個人）に対し、事業の継続及び立て直しのための取組を支援することを目的に、門真市中小企業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付します。

「中小企業者」とは

本支援金において「中小企業者」とは、下記の者を指します。

1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人
2. P. 5の『支給対象となる「中小企業者」の業種』を**主たる事業**として営む者

※【注意】ただし、大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち
中分類76（飲食店）は本支援金の対象となりません。

2. 対象者

門真市中小企業者事業継続支援金交付要綱第4条に規定する要件（P. 2～3）を全て満たす中小企業者（中小企業基本法第2条第1項での「中小企業」）で、今後も継続して、市内で事業活動を行う意思を有している者。

ただし、「みなし大企業」は対象外（下記参照）。

※なお、下記に該当する場合も、対象外となります（市で受給情報の確認を行います）。

1. 国が実施する「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」を申請日時点で1回以上受給したことがある又は申請中の場合。
2. 大阪府が実施する「飲食店等に対する営業時間短縮等協力金」を申請日時点で1回以上受給したことがある又は申請中の場合。
3. 大阪府が実施する「大規模施設等協力金」を申請日時点で1回以上受給したことがある又は申請中の場合。

「みなし大企業」とは

1. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
2. 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
3. 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

法人

1. 令和3年3月31日までに設立された会社で、申請日において、本市の区域内に**事業所（※1）**を有し、かつ、そこで事業活動を行っている者
2. **売上高等（※2）**に係る減少要件（標準）を満たしている者
※**新規開業特例者（※3）**にあつては、「**新規開業特例**」による要件を選択することも可

○標準

令和3年4月～9月の任意のひと月の売上高等が、前々年又は前年同月と比較して20%以上減少している

○新規開業特例

ア 平成31年1月1日～令和2年12月31日に設立された会社

令和3年4月～9月の任意のひと月の売上高等が、会社設立年の月平均売上高等（※）と比較して20%以上減少している
※設立年の売上高等合計÷設立年の操業月数（設立月を含む）

イ 令和3年1月1日～同年3月31日に設立された会社

令和3年4月～9月までの任意のひと月の売上高等が、令和3年1月～3月の月平均売上高等（※）と比較して20%以上減少している
※令和3年1月～3月の売上高等合計÷令和3年1月～3月の操業月数（設立月を含む）

個人

1. 令和3年3月31日までに開業した個人で、申請日において、本市の区域内に**事業所（※1）**を有し、かつ、そこで事業活動を行っている者
2. 事業収入が給与収入及び雑所得に係る収入よりも多い者
3. 次のいずれかの**売上高等（※2）**に係る減少要件（標準）を満たしている者
※**新規開業特例者（※3）**にあつては、「**新規開業特例**」による要件を選択することも可

○標準

令和3年4月～9月の任意のひと月の売上高等が、前々年又は前年同月（白色申告の場合は月平均売上高等）と比較して20%以上減少している

○新規開業特例

ア 平成31年1月1日～令和2年12月31日の間に開業した者

令和3年4月～9月の任意のひと月の売上高等が、開業年の月平均売上高等（※）と比較して20%以上減少している
※設立年の売上高等合計÷設立年の操業月数（開業月を含む）

イ 令和3年1月1日～同年3月31日の間に開業した者

令和3年4月～9月の任意のひと月の売上高等が、令和3年1月～3月の月平均売上高等（※）と比較して20%以上減少している
※令和3年1月～3月の売上高等合計÷令和3年1月～3月の操業月数（開業月を含む）

※1 事業所

以下の全ての条件に該当する事業所を指します。

1. 専属の従業員等を常に配置している
2. 生産・接客設備、電話・OA機器など事業活動に不可欠な設備を有している
3. 物の生産や販売、サービスの提供が常時行われている

※2 売上高等

【法人】

法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第31号に規定する「確定申告書 別表一」における「売上金額」に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

【個人】

所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する「確定申告書第一表」における「収入金額等」の事業欄に記載されるものと同様の考え方によるものとします。

※3 新規開業特例者

1. 平成31年1月1日～令和2年12月31日に設立された会社又は開業した者
2. 令和3年1月1日～同年3月31日に設立された会社又は開業した者

なお、売上高等は、事業所単位ではなく、法人全体又は個人の事業全体で計算してください。

売上高等の減少率の算出方法

売上高等の減少率は以下の計算式で算出します。

$$(A - B) \div A \times 100 \text{ (小数点以下を切り捨て)}$$

A：比較月（会社の設立年又は開業年により下記Ⅰ～Ⅲのいずれかを選択可能）

B：対象月（令和3年4月～9月の任意のひと月の売上高等）

Ⅰ【標準】

A：対象月の前年又は前々年同月の売上高等
（白色申告の場合は、月平均売上高等）

Ⅱ【新規開業特例】

平成31年1月1日～令和2年12月31日に設立された会社又は開業した者

（
会社の設立年又は開業年の月平均売上高等
会社の設立年又は開業年の合計売上高等
）
÷ 設立年又は開業年の操業月数（設立月又は開業月を含む）

Ⅲ【新規開業特例】

令和3年1月1日～同年3月31日に設立された会社又は開業した者

（
令和3年1月～3月の月平均売上高等
令和3年1月～3月の合計売上高等
）
÷ 令和3年1月～3月の操業月数（設立月又は開業月を含む）

（例）対象月を令和3年7月で選択

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
300万円	350万円	400万円	380万円	420万円	400万円	350万円	380万円	400万円	380万円	350万円	400万円

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
			300万円	360万円	300万円	200万円	380万円	250万円	330万円	250万円	

■平成30年12月31日以前から事業を行っている者の場合

対象月：令和3年7月 比較月：2年（＝令和元年又は令和2年）7月

$(350万円 - 200万円) \div 350万円 \times 100 = 42.8571$ （小数点以下を切り捨て）

⇒ **売上高等減少率 42%** ⇒ **対象**

支給対象となる中小企業者の範囲、業種

■支給対象となる「中小企業者」の範囲

「A 資本金の額又は出資の総額」「B 従業員数」の **どちらか** に該当すれば対象

業種	A 資本金の額又は出資の総額	B 従業員数
①卸売業	1 億円以下	100人以下
②サービス業	5,000万円以下	100人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下
④製造業、建設業、運輸業その他の業種 (①～③を除く)	3 億円以下	300人以下

(中企業基本法第 2 条第 1 項より)

■支給対象となる「中小企業者」の業種

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
①卸売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち卸売業
②小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち小売業 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
③サービス業	大分類 G (情報通信業) のうち 中分類 3 8 (放送業)、中分類 3 9 (情報サービス業)、 小分類 4 1 1 (映像情報制作・配給業)、小分類 4 1 2 (音声 情報制作業)、小分類 4 1 5 (広告制作業)、小分類 4 1 6 (映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類 K (不動産業、物品賃貸業) のうち 小分類 6 9 3 (駐車場業)、中分類 7 0 (物品賃貸業) 大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業) 大分類 M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 5 (宿泊業) 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) 小分類 7 9 1 (旅行業) を除く 大分類 O (教育、学習支援業) 大分類 P (医療、福祉) 大分類 Q (複合サービス事業) 大分類 R (サービス業<他に分類されないもの>)
④製造業、建設業、運輸業、その他業種 (①～③を除く)	大分類 C (鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類 D (建設業) 大分類 E (製造業) 大分類 F (電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類 G (情報通信業) ※③業種を除く 大分類 H (運輸業、郵便業) 大分類 J (金融業、保険業) 大分類 K (不動産業、物品賃貸業) ※③業種を除く 大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業) のうち 小分類 7 9 1 (旅行業)

※複数の業種を行っている場合は、売上高等の割合が最も大きい業種 (=主たる事業) を 1 つだけ選択してください。

■支給対象となる法人

※中小企業基本法による「会社」の定義

- ①株式会社 ②合名会社 ③合資会社 ④合同会社
- ⑤（特例）有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律）
- ⑥弁護士法に基づく弁護士法人 ⑦公認会計士法に基づく監査法人
- ⑧税理士法に基づく税理士法人 ⑨行政書士法に基づく行政書士法人
- ⑩司法書士法に基づく司法書士法人 ⑪弁理士法に基づく特殊業務法人
- ⑫社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人
- ⑬土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

支給対象とならない中小企業者の範囲、業種

■支給対象とならない者

<支給対象とならない法人>

※中小企業基本法による「会社」の定義外

- ①社会福祉法人 ②医療法人 ③特定非営利活動法人
- ④一般財団法人・財団法人 ⑤公益社団・財団法人 ⑥学校法人 ⑦宗教法人
- ⑧農事組合法人 ⑨農業法人（ただし、会社法の会社又は有限会社は対象）
- ⑩組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） ⑪有事責任事業組合（LLP）

●その他

- ①暴力団（門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号。以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団）、暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員）、暴力団密接関係者（条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者）。
- ②宗教上の組織若しくは団体
- ③政党その他の政治団体
- ④任意団体
- ⑤その他、支援金を交付するに当たり不相当と認められる事由がある者

<支給対象とならない業種>

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種を営む者

3. 支援金額

「2. 対象者」に該当する中小企業者に対し、市内に所在する事業所の数に応じて、以下の額を支給します。ただし、事業所は全てP.3に記載している「※1事業所」の定義に該当するものに限り、ます。

なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

- 法人 20万円×事業所数（上限100万円）
- 個人 10万円×事業所数（上限30万円）

4. 申請手続きについて

申請受付期間

令和3年11月1日（月）～令和3年12月28日（火）

申請方法

＜郵送＞又は＜守口門真商工会議所への持参＞

郵送の場合は、令和3年12月28日（火）当日消印有効

持参の場合は、令和3年12月28日（火）午後5時まで

提出時に、申請に必要な書類（※）が全て揃っていない場合は、受付することはできません。
特に郵送による申請の場合は、十分にご確認ください。

**※申請に必要な書類はP.9「申請書類チェックリスト」及び
P.10「必要書類について」をご確認ください。**

（宛先）〒571-0045 門真市殿島町6番4号
守口門真商工会議所
門真市中小企業者事業継続支援金事務局 宛

ご提出いただきました申請書類等については返却いたしませんので、予めご了承ください。

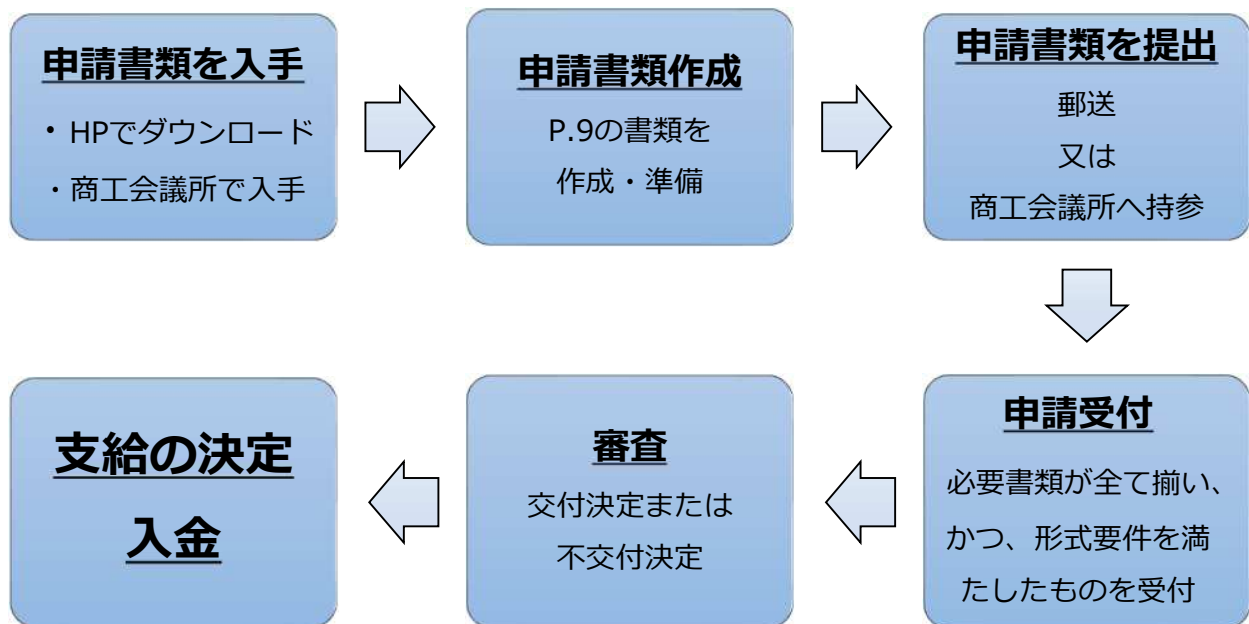
申請書類の入手方法

- 「事務局ホームページ」からダウンロード・印刷

URL: <https://www.mk-cci.jp/kadoma-shienkin2021>

- 守口門真商工会議所（門真市殿島町6番4号）、門真市役所（産業振興課：別館3階）、門真市中小企業サポートセンター（門真市新橋町3-4-103 / 門真市立図書館東隣）での配架

申請から支払まで



5. 支給の決定

1. 申請書類の内容を審査・確認し、適正と認められるときは、支援金を支給します。
2. 申請内容の確認のために、場合によっては現地確認を実施する場合がございます。
3. 支給が決定した場合は「交付決定通知書兼交付指令書」を、不支給が決定した場合は「不交付決定通知書」を、申請者に送付します。

問 合 せ 先

門真市中小企業者事業継続支援金事務局（守口門真商工会議所）

（電話） 06-6991-8533

（受付時間） 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始(※)を除く）

※年末年始：令和3年12月29日（水）～令和4年1月4日（火）

申請書類チェックリスト

- ①門真市中小企業者事業継続支援金交付申請書（様式第1号）

- ②誓約書（様式第2号）

- ③令和3年3月31日以前から営業活動を行っていることが確認できる書類
 - ・確定申告期を迎えられた事業所
 - 【法人】 □直近の法人税確定申告書別表一（一）の写し
 - 直近の法人概況説明書（表・裏）の写し
 - 【個人】 □直近の確定申告書B第一表・第二表の写し
 - 直近の所得税青色申告決算書または白色申告収支内訳書の写し
 - ※開業特例を利用する場合は以下をご提出ください。
 - 個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の写し

 - ・確定申告期を迎えられていない事業所
 - 【法人】 □履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - 【個人】 □個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の写し

- ④対象月（令和3年4月～9月の任意のひと月）の売上高等がわかる書類の写し ※③で証明できる場合は省略可

- ⑤比較月（対象月の前年・前々年同月）の売上高等がわかる書類の写し ※③で証明できる場合は省略可

- ⑥申請する事業所が門真市内に所在することがわかる書類 ※③で証明できる場合は省略可

- ⑦本人確認書類の写し
 - 【法人】 □履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
 - 【個人】 □運転免許証（両面）等

- ⑧振込先口座情報が確認できる書類の写し ※申請者ご本人名義の口座に限ります(法人の場合は、法人名義の口座)

各書類の詳細は、次ページ以降をご確認ください。

<必要書類について>

法人の場合

①門真市中小企業事業継続支援金交付申請書（様式第1号）

必要事項を全て記入してください。

②誓約書（様式第2号）

誓約書の最上部にある代表者氏名は必ず自署（代表者の直筆）をお願いします。

③令和3年3月31日以前から営業活動を行っていることが確認できる書類

(1)直近の確定申告書の写し【ア及びイの全て】

ア 法人税確定申告書別表一（一）の写し

イ 法人事業概況説明書（表・裏の両方）の写し

【留意事項】

提出に当たっては、次の点に注意してください。

- ・ 税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。
- ・ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」及び「受付番号」の記載があるものは受信通知の添付は不要です。
- ・ 受付印がない場合は、次の書類のいずれかを併せて提出してください。
 - ア 納税証明書（その2）事業所得の記載のあるもの：税務署発行
 - イ 事業税申告書の写し（府税事務所の受付印のあるもの）
 - ウ 住民税申告書の写し（市区町村の受付印のあるもの）
- ・ 確定申告期を迎えられていない場合は、（2）を提出してください。

(2)履歴事項全部証明書 ※**新規開業特例を利用される場合**

申請日の3か月以内に発行されたものを提出してください。

※新規開業特例の売上要件

- ・ 平成31年1月～令和2年12月に設立された場合
設立した年を基準年にする場合は、月平均売上と比較して、20%以上減少していること。
- ・ 令和3年1月～3月に設立された場合
令和3年の設立日の属する月から同年3月までの月平均売上と比較して、20%以上減少していること。

④対象月（令和3年4月～9月の任意のひと月）の売上高等がわかる書類の写しについては、**次の書類のいずれかを提出してください。** ※③と重複する場合は省略可

(1)法人事業概況説明書（表・裏の両方）の写し

(2)帳簿等（残高試算表、総勘定元帳等）の写し

⑤比較月（対象月の前年・前々年同月）の売上高等がわかる書類の写しについては、次の書類のいずれかを提出してください。 ※③と重複する場合は省略可

- (1)原則、法人事業概況説明書（表・裏の両方）の写し
- (2)比較月（前年または前々年4月～9月分）の売上額が記載された帳簿等（総勘定元帳等）の写し

⑥申請する事業所が門真市内に所在することがわかる書類については、次の書類のいずれかを提出してください。 ※③と重複する場合は省略可

- (1)履歴事項全部証明書 ※3か月以内に発行されたもの
- (2)法人税確定申告書別表一（一）の写し ※留意事項は③を参照してください
- (3)事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の確定申告書（様式第二十号）の写し
※受付通知等の写しも併せて提出してください。
- (4)建物の登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の写し
 - ア 所有の場合：登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ※3か月以内に発行されたもの
 - イ 賃貸の場合：賃貸借契約書の写し

※賃貸借契約書の写し

貸主・借主、契約期間（更新条項を含む）、対象物件(建物の名称・所在地)、賃料等が記載された賃貸借契約等が締結されていることが確認できる書類等の写しを提出してください。必ず、契約者（借主）の住所、署名捺印（又は記名押印）が分かるものを提出してください。

⑦本人確認書類の写し

- (1)履歴事項全部証明書 ※3か月以内に発行されたもの

⑧振込先口座情報が確認できる書類の写し

- (1)法人名義の金融機関（申請書記載の金融機関と同じもの）の通帳の写し（表紙及び通帳の1・2ページ目の見開きのコピー）を必ず提出してください。
- (2)ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピー又はネットバンキングの支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。

個人の場合

①門真市中小企業事業継続支援金交付申請書（様式第1号）【必須】

必要事項を全て記入してください。

②誓約書（様式第2号）【必須】

誓約書の最上部にある代表者氏名は必ず自署（代表者の直筆）をお願いします。

③令和3年3月31日以前から営業活動を行っていることがわかる書類【必須】

(1) 直近の確定申告書等の写し【ア及びイの全て】

ア 確定申告書B（第一表・第二表）の写し

イ 所得税青色申告決算書（P1～2）又は白色申告収支内訳書（P1～2）の写し

【留意事項】

提出に当たっては、次の点に注意してください。

- ・ 税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるものの写しを提出してください。
- ・ 確定申告書の上部に「電子申告の日時」及び「受付番号」の記載があるものは受信通知の添付は不要です。
- ・ 受付印がない場合は、次の書類のいずれかを併せて提出してください。
 - ア 納税証明書（その2）事業所得の記載のあるもの：税務署発行
 - イ 事業税申告書の写し（府税事務所の受付印のあるもの）
 - ウ 住民税申告書の写し（市区町村の受付印のあるもの）
- ・ 令和3年1月1日以降開業の場合は除く。

(2) 個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の写し **※新規開業特例を利用される場合**

平成31年1月1日～令和3年3月31日までに開業された方で、新規開業特例を利用される場合に提出してください。税務署受付印の日付が令和3年4月30日までのものに限りです。

※新規開業特例の売上要件

①平成31年1月～令和2年12月に開業された場合

開業した年を基準年にする場合は、月平均売上と比較して、20%以上減少していること。

②令和3年1月～3月に開業された場合

令和3年の開業日の属する月から同年3月までの月平均売上と比較して、20%以上減少していること。

④対象月（令和3年4月～9月の任意のひと月）の売上高等がわかる書類の写しについては、次の書類のいずれかを提出してください。 ※③と重複する場合は省略可

(1)帳簿等（残高試算表、総勘定元帳等）の写し

⑤比較月（対象月の前年・前々年同月）の売上高等がわかる書類の写しについては、次の書類のいずれかを提出してください。 ※③と重複する場合は省略可

(1)原則、所得税青色申告決算書（P1～2）又は白色申告収支内訳書（P1～2）の写し

(2)比較月（前年または前々年4月～9月分）の売上額が記載された帳簿等（総勘定元帳等）の写し

⑥申請する事業所が門真市内に所在することがわかる書類次の書類のいずれかを提出してください。 ※③と重複する場合は省略可

(1)確定申告書B（第一表・第二表）の写し ※留意事項は③を参照してください

(2)建物の登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の写し

ア 所有の場合：登記事項証明書（登記簿謄本）の写し ※3か月以内に発行されたもの

イ 賃貸の場合：賃貸借契約書の写し

※賃貸借契約書の写し

貸主・借主、契約期間（更新条項を含む）、対象物件(建物の名称・所在地)、賃料等が記載された賃貸借契約等が締結されていることが確認できる書類等の写しを提出してください。必ず、契約者（借主）の住所、署名捺印（又は記名押印）が分かるものを提出してください。

⑦本人確認書類の写し

個人に対する本人確認のために、次のいずれかの写しを提出してください。なお、有効期限があるものについては、有効期限内のものとしします。

(1)次のいずれか1点での確認

ア 運転免許証（表・裏の両面）

又は運転経歴証明書（平成24年4月1日以降分。表・裏の両面）

イ 旅券（パスポート。顔写真記載ページと所持人記入欄ページ）

ウ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか（住所、氏名、生年月日が記載されている面）

エ 住民基本台帳カード（顔写真付きのもの。表面）

オ マイナンバーカード（表面）

カ 在留カード（表・裏の両面）

キ 特別永住者証明書（表・裏の両面）

ク 外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のもの。表・裏の両面）

(2)次のいずれか2点での確認

ア 住民基本台帳カード（顔写真なしのもの。表面）

イ 公的医療保険の被保険者証（住所、氏名、生年月日が記載されている面）

ウ 年金手帳（氏名、生年月日の記載ページ）

エ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか

⑧振込先口座情報が確認できる書類の写し

(1)個人事業主名義の金融機関（申請書（様式1）記載の金融機関と同じもの）の通帳の写し（表紙及び通帳の1・2ページ目の見開きのコピー）を必ず提出してください。

(2)ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピー又はネットバンキングの支店名、預金種別、口座番号、口座名義人がわかるページの写しを必ず提出してください。